

口粟野駐在所だより6月号

事件・事故は110番

鹿沼警察署

TEL62-0110

口粟野駐在所

TEL85-3211

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

6月は外国人労働者問題啓発月間です。

不法滞在・不法就労防止にご協力をお願いします。

そもそも不法就労とは、不法滞在者（不法入国者・不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと、働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐことをいいます。

外国人を雇用する際には、必ずパスポート、在留カード等で「在留資格」の確認をお願いします。

なお、令和8年1月1日現在、日本における不法残留者数は6万8,488人といわれています。（出入国在留管理庁報道発表）



罰則の適用

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者（入管法第73条の2）

退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者にかくまう等の行為をした場合（入管法第74条の8）

3年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金に
処し、またはこれを併科する

3年以下の拘禁刑
又は
300万円以下の罰金に
処する